

濃尾用水第三期地域 営農基礎資料整理他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------------------------|---|----|
| 第1章 総則 (適用範囲) | | |
| 第1－1条 (目的) | 本業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 | |
| 第1－2条 (場所) | 本業務は、地域整備方向検討調査「濃尾用水第三期地域」における営農基礎資料の整理等を実施し、取りまとめを行うものである。 | |
| 第1－3条 (低入札価格契約における第三者照査) | 本業務において対象とする施設の場所は、岐阜県岐阜市及び愛知県名古屋市ほか14市7町地内であり、別添位置図に示すとおりである。 | |
| 第1－4条 | <p>1 別紙2に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1－7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 東海農政局において、令和7年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1－30条守秘義務を遵守できること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------------|--|----|
| (一般事項) 第1－5条 | <p>ア 資本関係 (ア)親会社と子会社の関係にある (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>イ 人的関係 (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4－1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> | |

| 項目 | 内容 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|-----------------------------------|------|------|-----|--------|-----------------------------------|----|--------------------------------|----|----|--|-------------------|------|--|--|
| (管理技術者) 第1－6条 | <p>管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> | 資格 | 技術部門 | 選択科目 | 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 | 農業 | 農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 | 博士 | 農学 | | シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | | |
| 資格 | 技術部門 | 選択科目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農業 | 農業土木又は農業農村工学、農村地域計画又は農村地域・資源計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| 博士 | 農学 | | | | | | | | | | | | | | | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (担当技術者) 第1－7条 | 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (配置技術者の確認) 第1－8条 | <p>共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| (保険加入) 第1－9条 | 受注者は、共通仕様書第1－37条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-----|---------|----------------|---------------|-------------------|-------------|--|-----------------|----|-----|-----------------------------------|----|--|------------------------------|----|--|----------------------------|----|--|------------------------------|----|--|----------------------------|----|-----|---------|----|--|
| 第2章 作業条件 (作業条件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2-1条 | <p>本業務の実施に際しては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (適用する図書) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2-2条 | <p>本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書とし共通仕様書第2-1条によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業農村整備事業計画作成便覧</td> <td>農業農村整備事業計画研究会</td> </tr> <tr> <td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> </tbody> </table> | 名 称 | 発行所 | 農業農村整備事業計画作成便覧 | 農業農村整備事業計画研究会 | 国営土地改良事業調査計画マニュアル | (社)農業土木事業協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名 称 | 発行所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業農村整備事業計画作成便覧 | 農業農村整備事業計画研究会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営土地改良事業調査計画マニュアル | (社)農業土木事業協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (貸与資料) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2-3条 | <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打合せするものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現況関係資料</td> <td>事業誌（濃尾用水第二期地区）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新濃尾（二期）地区 営農計画書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>令和元年度 濃尾用水第三期地域 用水計画 基礎諸元整理等業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和4年度 濃尾用水第三期地域 施設更新 課題等整理業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年度 濃尾用水第三期地域 事業構想 等整理業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和5年度 濃尾用水第三期地域 施設設計 計画等検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6年度 濃尾用水第三期地域 受益面積 等検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他必要資料</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> | 分 類 | 貸 与 資 料 | 数量 | 現況関係資料 | 事業誌（濃尾用水第二期地区） | 1式 | | 新濃尾（二期）地区 営農計画書 | 1式 | 報告書 | 令和元年度 濃尾用水第三期地域 用水計画 基礎諸元整理等業務報告書 | 1式 | | 令和4年度 濃尾用水第三期地域 施設更新 課題等整理業務 | 1式 | | 令和5年度 濃尾用水第三期地域 事業構想 等整理業務 | 1式 | | 令和5年度 濃尾用水第三期地域 施設設計 計画等検討業務 | 1式 | | 令和6年度 濃尾用水第三期地域 受益面積 等検討業務 | 1式 | その他 | その他必要資料 | 1式 | |
| 分 類 | 貸 与 資 料 | 数量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現況関係資料 | 事業誌（濃尾用水第二期地区） | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 新濃尾（二期）地区 営農計画書 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告書 | 令和元年度 濃尾用水第三期地域 用水計画 基礎諸元整理等業務報告書 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和4年度 濃尾用水第三期地域 施設更新 課題等整理業務 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和5年度 濃尾用水第三期地域 事業構想 等整理業務 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和5年度 濃尾用水第三期地域 施設設計 計画等検討業務 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和6年度 濃尾用水第三期地域 受益面積 等検討業務 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | その他必要資料 | 1式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------------------------------|--|----|
| (貸与資料の取扱い) 第2－4条 | <p>第2－2条、第2－3条に示す図書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資料及び資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</p> | |
| 第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3－1条 | 本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。 | |
| (作業の留意点) 第3－2条 | <p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2－2条、第2－3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------------------------|---|----|
| 第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条 | <p>共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手段階 第2回 中間打合せ（営農課題把握調査の整理段階） 第3回 中間打合せ（地域農業の振興方策の整理段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> | |
| 第5章 成果物 (成果物) 第5－1条 | <p>成果物を共通仕様書第1章第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1)成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2)成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> | |
| (成果物の提出先) 第5－2条 | <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p> | |
| 第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条 | <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)第2－1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2)第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3)第4－1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4)第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5)履行期間の変更が生じた場合 (6)関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7)その他</p> | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|---------------------------------|---|----|
| 第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条 | この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 | |

別紙1 作業項目内訳表

| 作業項目 | 作業内容 | 作業 数量 | 業務 区分 |
|--|--|----------|----------|
| 1. 業務準備 1-1. 資料の検討 | 貸与資料を整理、把握するとともに、必要となる既存資料を収集・整理し、作業計画を作成する。 | 1式 | 設計 |
| 2. 営農課題把握 調査 2-1. 関係機関の各種農業振興計画の整理 | 発注者が収集・貸与する岐阜県、愛知県、市町、農業協同組合、水田農業再生協議会等の関係機関における各種農業振興計画等を整理する。 | 1式 | 設計 |
| 3. 地域農業の振興方策の整理 | 2. の整理結果を踏まえ、地域農業の課題を解決するための振興方策を整理するとともに、都市近郊地域に位置づけられている市町が考えている将来の農業の方向性（水田農業の在り方、高収益作物の導入、優良農地の確保等を含む）を整理する。 | 1式 | 設計 |
| 4. 点検取りまとめ | 各作業項目の成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。 | 1式 | 設計 |

別紙2

【割合】

下記の表の予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

| 業務区分 | A | B | C | D |
|--------------------|---------|--------|--------------------------|---------------------------|
| 建設コンサルタント（土木関係のもの） | 直接人件費の額 | 直接経費の額 | その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 | 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 |